

4月の税務

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
- 2 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
申告期限 … 4月30日（道府県及び市町村）
- 3 軽自動車税の納付
(1) 賦課期日 … 4月1日
(2) 納期限 … 4月中において市町村の条例で定める日
- 4 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
納期限 … 4月中において市町村の条例で定める日
- 5 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限 … 4月10日
- 6 2月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限 … 4月30日
- 7 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限 … 4月30日
- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限 … 4月30日
- 9 8月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税） … 半期分
申告期限 … 4月30日
- 10 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限 … 4月30日
- 11 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2ヶ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限 … 4月30日
- 12 固定資産課税台帳の縦覧期間
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- 13 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの期間等

中央税務会計事務所ニュース

と自分に言い聞かせ
中島

やはり故郷・日本かな？！

皆様はどう思いますか？！

人口	GDP	商種	国民1人当り購買力 (GDP)
1. 中国	1. アメリカ	1. ロシア	1. カタール
2. インド	2. 中国	2. カナダ	2. ルクセンブルグ
3. アメリカ	3. 日本	3. アメリカ	3. シンガポール
4. インドネシア	4. ドイツ	4. 中国	4. ルウエー
5. ブラジル	5. フランス	5. ブラジル	5. ブルネイ
6. ハンガリー	6. イギリス	6. オーストラリア	6. アメリカ
7. ナイジェリア	7. ブラジル	7. インド	7. 香港
			8. スイス
			9. カナダ
			10. オーストラリア
			17. ドイツ
			22. 日本

2022年の世界ランキングは

消費税8%になり私達の

生活水準は如何に？！

今年も四月に入り

《通信欄》

平成26年度税制改正 税制改正の背景と主なポイント

「平成26年度税制改正」については、今号を手にされている頃には国会で成立間近、もしくは成立した後かと思えます。

毎年注目される税制改正ですが、本年度の税制改正が例年と異なるところは、昨年10月の「民間投資活性化等のための税制改正大綱」(秋の税制改正大綱)と昨年12月の「平成26年度税制改正大綱」(年末の税制改正大綱)という2つの大綱から成り立っていることです。

そこで今号では、全体像を把握するために、大綱が2つに分かれている背景にふれるとともに、平成26年度税制改正大綱のうち、法人課税に関係する項目の主な改正ポイントについてまとめました。

■2つの税制改正大綱

【秋の税制改正大綱】

昨年10月に、政府は平成26年4月1日からの消費税率引上げに関連し、引上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合対策が必要とのことから「産業競争力強化法」を閣議決定、同法は平成26年1月20日に施行されています。

この総合経済対策の一つとして、「民間投資活性化等のための税制改

正大綱」(秋の税制改正大綱)が公表されています。通常税制改正大綱は、12月に決定・公表されますが、強力に経済再生を加速させることを目的に、その名の通り、法人による投資減税措置を主たる内容とする税制改正大綱を通常の年末の税制改正大綱とは切り離して、一部前倒しで決定したものとされます。

【年末の税制改正大綱】

年末の税制改正大綱は、秋の大綱での決定事項として「民間投資活性化等

のための税制改正大綱」を再掲した上で、財政健全化を確保しつつ社会保障等に要する財源確保のための税制措置、消費や地域経済活性化のための税制措置、消費税率引上げに伴う対応策などを加えたものとなっています。

つまり、秋の大綱はアベノミクス第三の矢である「日本再興戦略」としての位置付け、年末の大綱は税制整備のための改正と考えてみると分かりやすいでしょう。

このように平成26年度税制改正は、秋と年末の大綱から成り立っていることで少々複雑に感じられることもありますが、この2つの大綱を併せたものが平成26年度税制改正となります。

各改正項目の詳しい解説は、次号以降に行う予定ですが、まずは法人課税に関係する改正項目の全体像を把握しておくことが肝要です。

所得拡大促進税制の 拡充・延長

◆現行制度

基準年度と比較して、5%以上、給与等支給額を増加させた場合には、当該支給増加額の10%を税額控除(法人税額の10%(中小企業等は20%)を限度)できる。

◆改正後

給与等支給額を増加させた企業を

支援するため、所得拡大促進税制の見直しが行われます。

現行制度の適用期限を2年間延長するとともに、雇用者給与等支給増加分割の要件(現行5%以上)について、平成25・26年度は2%以上、平成27年度は3%以上、平成28・29年度は5%以上とする等の見直しを行います。

◆適用時期

平成26年4月1日以後に終了する適用年度について適用されます。

復興特別法人税の 1年前倒し廃止

◆現行制度

法人税の納税義務者は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度において、基準法人税額(所得税額控除等の適用前の法人税額)に対して10%の付加税(復興特別法人税)を納付する義務がある。

◆改正後

足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税が1年前倒しして廃止されます。

交際費課税の緩和・延長

◆現行制度

法人が支出する交際費等（1人当たり5000円以下の飲食費等を除く）は、原則として全額損金不算入。ただし、中小法人については800万円に達するまでの全額が損金算入可能。

◆改正後

消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、現行制度の適用期限を2年間延長するとともに、交際費のうち飲食のための支出の50%を損金算入可能とします。

中小法人については、現行制度の定額控除（800万円）との選択制となります。

◆適用時期

平成26年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

生産性向上設備
投資促進税制の創設

生産性向上による企業の収益力の底上げを図るため、生産性の向上につながる設備投資を行った場合は、即時償却または5%（建物・構築物は3%）の税額控除ができる税制措置が創設されます。

◆適用時期

産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得等をする設備等に

ついて適用されます。

中小企業投資促進税制の
拡充・延長

◆現行制度

中小企業者等が特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除（資本金3000万円以下の法人のみ）ができる。

◆改正後

現行制度の適用期限を3年間延長するとともに、特定機械装置等のうち、生産性の向上につながる設備等の取得または製作をした場合には、即時償却または7%の税額控除（資本金3000万円以下の法人は10%）ができる措置が追加されます。

◆適用時期

産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得または製作をする設備等について適用されます。

研究開発税制の拡充・延長

研究開発投資の拡大を一層加速化させるため、研究開発税制の上乗せ措置（増加型・高水準型）について適用期限を3年間延長するとともに、増加型の措置について、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合

を引上げる仕組みに改組されます。

◆適用時期
平成26年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

既存建築物の耐震改修
投資促進税制の創設

耐震改修促進法の耐震診断結果の報告を行った事業者が、耐震改修対象建築物の耐震改修を行った場合、25%の特別償却ができる制度が創設されます。

◆適用時期

平成26年4月1日以後に取得または建設をする建築物について適用されます。

ベンチャー投資促進税制
の創設

産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に、同法に基づき計画の認定を受けたベンチャーファンドを通じて事業拡張期にあるベンチャー企業等へ出資した場合には、その出資に係る損失に備える準備金について損金算入を可能とする制度が創設されます。

◆適用時期

平成26年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます。

事業再編促進税制の創設

産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に、同法に基づく計画の認定を受けて複数企業間で経営資源の融合による事業再編を行う場合には、その事業再編による特定会社に対する出資金・貸付金の損失に備える準備金について損金算入を可能とする制度が創設されます。（出資金・貸付金の70%損金算入）

◆適用時期

平成26年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます。

地方法人税の創設

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化して地方法人税を創設し、その税収全額が地方交付税原資化されます。また、地方法人特別税について、3分の1規模を法人事業税に還元します。ただし、各税目の税率変更はいずれも税の配分先の変更ですので、法人の税負担が現行と比較して増加することはありません。

◆適用時期

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。